

（一財）熊本県職員互助会の福利厚生事業の一部業務（パン類の販売業務） に係る令和８年度運営受託者募集要項

（一財）熊本県職員互助会（以下「互助会」という。）では、熊本県と締結した熊本県庁舎内の福利厚生施設の運営に関する協定第１条第２項に基づき、企画提案方式により熊本県庁新館地下１階売店（以下「県庁売店」という。）の一部業務に係る運営受託者（以下「受託者」という。）を募集します。

１ 基本的な考え方

県庁売店は、互助会が熊本県職員等の福利厚生事業の一環として、熊本県から地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定に基づく使用許可を受けて運営していますが、一部の業務については、専門的知識・技能や免許等が必要となることから、以下２に記載する業務について委託に付すこととします。業務の運営にあたって受託者は、職員等の福利厚生に資するよう努めるものとします。

２ 委託対象の業務

パン類の販売業務委託 １者

３ 応募者の参加資格

募集に参加することができる者は、次の要件のすべてを満たす者としてします。

- （１）募集の内容を理解し、出店に意欲があり、良質な商品・サービスを提供できる能力を有する者であること。
- （２）現在、県内において同種の店舗又は事務所を有し、３年以上の営業実績を有する者であること。
- （３）労働者災害補償保険に加入していること。
- （４）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- （５）県税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （６）貸金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合など、明らかに応募者として不適当と認められる者でないこと。
- （７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号。以下「条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。
- （８）法人の役員（法人登記簿に登録されている者。）が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- （９）応募者又は法人の役員が、禁錮以上の刑に処せられた者でないこと及び禁錮以上の刑

の言い渡しを受け、その執行を受けるおそれがなくなった日から3年を経過しない者でないこと。

4 仕様書

募集に係る内容等は、本募集要項のほか、別紙「県庁売店の一部業務（パン類の販売業務）委託に係る仕様書」に定めるものとします。

5 委託期間

（1）委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

ただし、受託者において次年度について運営の意思があり、互助会が、委託を継続することが適当と認めたときは、当初の委託の年度を含め5年を超えない期間で年度毎に委託契約の更新ができるものとします。

なお、その後の受託者については、改めて公募により選定します。

（2）店舗の設置、撤去等に要する期間は、委託期間に含まれます。

（3）委託の更新を受けようとするときは、委託期間満了の遅くとも4か月前までに、その旨を互助会に書面で申し出てください。

6 運営上の条件

（1）運営方法

受託業務については、選定された受託者が自ら責任をもって運営することとし、第三者に委託することを禁止します。

なお、受託業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を講じてください。

また、受託業務は、互助会の指示に基づき運営することとし、この要項に定めのないものは、双方協議のうえ運営することとします。

（2）営業日・営業時間

①営業日

原則として、県の休日を除き、すべて営業することとします。

ただし、店舗の設置、撤去等に要する期間は除きます。

②営業時間

営業時間は、原則として午前8時から午後6時までとします。

③営業日・営業時間の例外事項

前項①、②に定める条件を満たすことができない場合においても、応募は可能としますが、選定の際の評価に影響します。

（3）手数料

①販売手数料

受託した業務に係る手数料として、100分の5を超える率を提示してください。

毎月の売上金額（税抜）に受託者が提示する手数料率を乗じた額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税を加算した額を互助会が指定する口座に振り込んでください。

②受託手数料

受託期間内に業務を行わなかったときは、①に記載の販売手数料に代えて、その日数に応じ次に定める受託手数料を支払わなければなりません。

受託手数料は、受託する面積に1㎡当たり1,200円/月を乗じた額に、消費税及び地方消費税を加算した額とし、日割計算が必要な場合においては、当該月の営業日数で割り戻した値に、受託業務を行わなかった日数を乗じて計算するものとします。

(4) 受託業務の報酬

互助会は、受託業務の報酬その他いかなる対価も支払いません。ただし、受託業務に係る収支は全て受託者に帰属するものとします。よって、収支がマイナスとなった場合の経営責任は受託者が負い、互助会は補填を行いません。

(5) 運営経費の負担

①運営のための光熱水費については、受託者の負担とします。

②運営に付随する人件費、仕入原材料費、廃棄物処理費、その他必要な経費は、受託者の負担とします。

③運営のための備品及び機器の購入並びに改装費用等は、受託者の負担とします。

(6) 運営上の留意事項

以下の条件を遵守し運営してください。

①公の秩序又は善良な風俗に反しないよう運営してください。

②互助会の指示に基づき誠実に運営してください。

③食品衛生法、庁舎管理上の諸規則、その他法令等、業務に必要な諸法令等を全て遵守して運営してください。

④常に善良な管理者の注意をもって運営してください。

⑤委託された場所は、使用目的以外に供することはできません。

⑥委託された場所の現状を変更しようとするときは、互助会の承認を受けてください。

⑦委託された場所を他の者に転貸し、又は担保に供することはできません。

⑧互助会は、委託業務について随時に調査し、又は所要の報告を求め、その都度、運営に関し指示することがあります。

⑨熊本県が行政財産の使用許可を取り消したときは、互助会と受託者との委託契約は当然に終了するものとします。

⑩互助会は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく委託契約を取り消すことができます。

ア 前記3応募者の参加資格を満たさなくなったとき。

イ 委託契約の条件に違反する行為があると認めるとき。

ウ 委託契約をした者が虚偽の申請を行い委託契約を締結したとき。

エ 委託契約した者又は委託契約をした者の使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。）が、委託契約した者の行う事業に関し法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財

産上の利益を供与したと認められるとき。

オ 委託契約をした者又は委託契約をした者の使用人が、委託契約をした者若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。

⑪委託契約を取り消した場合、その取り消しにより受託者に損失が生じても、互助会はその損失を補償しません。

⑫受託業務を運営するにあたって支出した有益費その他の費用については、互助会に請求することはできません。

⑬受託者が受託業務の遂行により第三者に損害を与えた場合又は第三者との間に紛争を生じた場合には、直ちに互助会に報告するとともに、受託者の負担と責任において早急に解決するものとします。

⑭委託契約に違反したため互助会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(7) 委託契約終了時の留意事項

委託契約期間の満了、委託契約の取り消し及び民法第653条に規定する委任の終了事由に該当することにより運営を終了するときは、出店場所を自己の負担で当会が指定する期日までに原状に回復してください。

7 応募書類

(1) 提出書類及び部数

- | | |
|---|----|
| ①運営受託者申込書（様式1） | 1部 |
| ②業務運営計画書（様式2） | 1部 |
| ③業務運営に必要な許認可等（写） | 1部 |
| ④定款、規約又はこれらに類する書類 | 1部 |
| ⑤法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | 1部 |
| ⑥直近の決算書（写）及び税務申告書（写） | 1部 |
| ⑦納税証明書 | |
| ア 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について
未納がないことの証明書 | 1部 |
| イ 熊本県の県税について未納がないことの証明書 | 1部 |
| ⑧誓約書（様式3） | 1部 |
| ⑨営業形態のわかる資料（パンフレット等） | 1部 |
| ⑩販売品目一覧（様式4） | 1部 |
| ⑪その他互助会が必要と認めて提出を求める書類 | 1部 |

(2) 応募書類提出先及び提出期限

①提出先

（一財）熊本県職員互助会

（〒862-0950 熊本市中央区水前寺6丁目18-1）

②提出期限

令和7年12月12日（金）午後5時

＊郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

＊電子メール、ファクシミリでの提出はできません。

（３）提出に要する経費及び提出書類の取り扱い

①提出に要する経費はすべて応募者の負担とします。

②提出書類は、理由のいかんを問わずお返しいたしません。

③提出書類は、応募者の選考の用に供するため、必要に応じ複写することがあります。

8 現地説明会の開催

募集要項の説明並びに施設見学のための現地説明会を次のとおり開催しますので、希望される方はあらかじめ互助会（０９６－３３３－２０７５）に御連絡のうえ参加願います。

（１）開催日時 令和7年11月28日（金）午後3時から約1時間程度

（２）集合場所 県庁売店入口（県庁新館地下1階巡視室前）

9 質問の受付等

（１）質問の受付

質問がある場合は、「質問書」（様式5）により、令和7年11月26日（水）から12月2日（火）までの間に、当会へFAX又は電子メールにより提出してください。電話での問い合わせは不可とします。

FAX ０９６－３８１－７７１６

電子メール gojokai-kumamoto@woody.ocn.ne.jp

（２）質問への回答

受け付けた質問は適宜取りまとめ、応募者全員にFAX又は電子メールにて回答します。

10 選定方法

（１）評価委員会の設置

受託者を選定するため、互助会役員により構成される評価委員会を設置します。

（２）評価委員会の開催

評価委員会を、令和7年12月下旬に開催する予定です。

（３）審査方法

提出された応募書類により次の企画提案項目に沿って審査を行い、評価委員1名あたり100点満点、合計700点満点で、各評価委員の評定の合計が最低基準点以上の点数を得た応募者の中から最も高い応募者を候補者として推薦することを評価委員会の意見とし、互助会において受託者を選定します。（注）最低基準点は、420点とします。

なお、提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において最低基準点を満たすときは、当該提案者を推薦します。

受託業務に係る企画提案項目（評価基準）

企画提案項目		審査内容	配点 (最高点)
安定的な 店舗経営	①現在の経営状況	運営主体の財務状況はどうか	10
	②収支計画と従業員の 配置計画	向こう3年の収支見込み並びに従業員の 配置計画は適切か。	10
	③危機管理への対策	危機管理（安全衛生を含む）と防犯の 取り組みは十分か。	10
	④営業日	原則として定める営業日を満たすことが 可能か。	5
	⑤営業時間	原則として定める営業時間を満たすことが 可能か。	5
サービス 向上への 取り組み	⑥提供する商品構成、価格	販売を予定している主な商品・サービスの 価格は福利厚生に合致しているか。	10
	⑦サービス向上への独自提案 及び実施計画	利用者サービスの向上のため優位性のある 独自提案と実施計画となっているか。	10
	⑧苦情・要望に対する対応 方針	利用者からの苦情・要望等への対応方針は 十分か。	10
販売 手数料率	⑨販売手数料率	提示された手数料率に応じて別記のとおり 計算する。	30

（４）無効又は失格

前記３の応募者の参加資格を満たさない者のほか、以下の事項に該当する場合は、
無効又は失格となることがあります。

- ①申込書等の提出方法、提出先、提出期限が守られないとき。
- ②申込書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ③申込書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤その他、審査を行うにあたって、不適当と認められるもの。

（５）選定結果の通知

選定結果は、各応募者に文書で通知します。また、県ホームページにも掲載します。

１１ 主なスケジュール（予定）

- （１）募集要項等の公表 令和７年１１月２６日（水）
- （２）質問の受付 令和７年１１月２６日（水）～令和７年１２月２日（火）
- （３）現地説明会 令和７年１１月２８日（金）
- （４）応募書類の受付 令和７年１２月３日（水）～令和７年１２月１２日（金）
- （５）評価委員会の開催 令和７年１２月下旬
- （６）選定結果の通知 令和８年１月上旬

＜新たな受託者が令和８年度営業を開始する場合＞

- (7) 委託契約の締結 令和8年2月予定
- (8) 現受託者の営業終了及び撤去工事 令和8年3月下旬予定
- (9) 令和8年度の受託者の新設工事開始 令和8年4月1日(水)以降
- ※工事が完了するまでの間は、近くのスペースで仮営業を依頼予定

＜現受託者が令和８年度も引き続き受託者となる場合＞

- 委託契約の締結 令和8年3月予定
※撤去や新設等の工事はなし

(別記)

受託業務に係る企画提案項目（評価基準）⑨の販売手数料率については、以下のとおりとする。

<販売手数料率の評価基準>

評価点数・算式	
1	最高の販売手数料率（A）を提示した者を30点とする。 なお、最高販売手数料率を提示した者が複数者いた場合は、いずれも30点とする。
2	次点以下を提示した者については、（A）とそれぞれ提示した販売手数料率（B）の比率に30点を乗じて得た値とする。
（例）仮にA社（最高販売手数料率）10%、B社が9.5%の場合 A社に<u>30点</u>、B社に $30点 \times ((B - 5\%) \div (A - 5\%)) = \underline{27点}$	